

自動販売機設置場所貸付けに係る仕様書

1 件 名 自動販売機設置場所貸付け（草加市立勤労青少年ホーム）

2 設置場所等

(1) 住 所 草加市住吉二丁目2番8号

（勤労青少年ホーム2階玄関ホール横）

※設置場所が2階であり外階段のみのため、現場確認を要す。

物件番号	施設名	住所	設置場所	設置面積	台数
1	草加市立勤労青少年ホーム	草加市住吉二丁目2番8号	2階玄関ホール横	2㎡以内	1

（2階玄関ホール横：別紙、設置位置図①のとおり）

※貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

(2) 開庁時間 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く

午前9時から午後9時30分まで

3 貸付期間

令和8年（2026年）7月1日から令和11年（2029年）3月31日まで（2年9か月間）

4 契約について

本契約については、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸付けとなり、契約は民法第601条に基づく賃貸借契約となります。

5 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置業者」という。）の遵守事項

(1) 自動販売機の大きさ

別紙の設置位置図に示す設置可能範囲に設置できるものとする。

（おおむねW1,200×D950×H1,900以内）

(2) 自動販売機のデザイン

ユニバーサルデザイン仕様のものであること。

(3) 自動販売機の環境対応

ア 「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」及び「真空

断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

イ ノンフロン対応機とすること。

(4) 安全対策

ア 転倒防止「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じること。

イ 食品衛生「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

ウ 防犯硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(5) 回収ボックスの設置

ア 空き容器の回収ボックスは、原則として自動販売機1台に1個以上の割合で自動販売機付近に設置すること。

イ 回収ボックスの容量は、回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器があふれたり、周囲に散乱したりしない十分な収容容積とする。

ウ 回収ボックスには、販売品容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、投入口は一般ゴミが入りにくい形状とするなどして、一般ゴミの混入防止を図ること。

(6) その他自動販売機の仕様

Suica（スイカ）・PASMO（パスモ）等電子マネーの使用が可能な機種を設置すること。

(7) 自動販売機の設置及び管理運営

ア 商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。

イ 消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこと。

ウ 専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。

エ 回収ボックスが満杯となる前に、使用済み容器等を回収し、施設外に持ち出した後は、関係法令に基づいて適切に処理すること。

オ 自動販売機の設置及び管理運営に伴う各作業の履行時においては、当該作業員は施設内の衛生管理に協力し、身なりや服装に留意すること。また、必ず名札を着用すること。

カ 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については設置業者の責において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

6 販売商品の種類

- (1) 種類 飲料品（乳飲料を含む）とする。酒類の販売は行わないこと。
- (2) 価格 標準小売価格より高い価格で販売しないこと。
- (3) 商品 販売する商品は、市の承諾を得ること。

7 設置業者費用負担

設置業者が負担すべき費用は次のとおりとする。

なお、納付割合は売上金額のうち、設置者が市に収める額の割合であり、単位は%（パーセント）とする。

※支払額は円単位とする（小数点以下は切り捨て）

(1) 貸付料

自動販売機設置場所の貸付けに係る費用で、1か月当たりの貸付料は次の式により算出される。

なお、使用期間が1か月に満たないときは、次の式で算出された貸付料を日割によって計算した額を貸付料とする。

$$\text{貸付料} = \text{基本料} + \text{売上変動分} \quad (1 \text{ か月の売上金額} \times \text{納付割合} \times 1.1)$$

ア 基本料（月額）

基本料	1か月当たり6,710円
-----	--------------

イ 納付割合

納付割合は、設置希望者自らが算出し、見積書等に記入した数字（小数点第2位までの数字及び%で表示する。）

ウ 納付方法

納付は、4月から9月分を前期分として10月に、10月から翌年3月分を後期分として翌年4月に行うこと。

(2) 電気料

設置業者が自ら設置した子メーター（計量法(平成4年法律第51号)に基づく検査に合格したものに限り。）により計測した電気使用量に基づき計算した額とする。

電気料の計算方法は、自動販売機の電気使用量を施設の電気使用量で除した値に施設の電気料金を乗じて得た額とする。

(3) 設置費等

ア 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置業者が負担する。

※電気使用量を計測するための子メーター、回収ボックス、その他の付属品の設置費用及び工事費等を含む。

イ 設置に当たっては、市の指示に従うものとする。

8 報 告

設置業者は、毎月10日までに、設置した自販機に係る次の事項を報告すること。

- (1) 前月分の売上数及び売上金額
- (2) 前月分の電気使用量
- (3) その他、市に報告すべき事項

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して草加市の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

草加市の責に帰する事由による場合を除き、設置業者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

- (1) 草加市の責に帰することが明らかな場合を除き、草加市はその責を負わない。
- (2) 商品及び自動販売機が汚損又は破損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

12 禁止事項

- (1) 貸付物件を指定用途以外の用途で使用してはならない。
- (2) 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をしてはならない。
- (3) 賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定してはならない。

13 災害時の対応

大規模災害時においては、自動販売機内の商品を無料で提供すること。

※ 提供方法については、市と協議することとする。

14 その他

- (1) 仕様書に書かれていない事項については、担当者と協議すること。
- (2) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (3) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
- (4) 草加市政における公正な職務遂行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - イ 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (5) 業務の実施に当たっては、人権を尊重するとともに、業務に関わる者が人権に配慮することができるよう努めること。

15 問合せ先

こども未来部 こども青少年課 児童・青少年係（勤労青少年ホーム内）

担 当 飯塚

電 話 048-928-6421

FAX 048-928-9632